



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

(国土交通本省同時発表)

記者発表資料

令和8年3月31日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

佐波川水系佐波川中上流域を「特定都市河川」に指定

～「母なる川」佐波川をより安全に（山口県内初の取り組み）～

流域治水の本格的な実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項等に基づき、令和8年3月31日、佐波川水系佐波川等の計22河川（山口県）を、特定都市河川に指定します。

- 今後、佐波川水系佐波川等では、河川管理者・流域の自治体の長等で構成する流域水害対策協議会を組織し、河川整備等のハード対策の推進に加え、雨水貯留施設や雨水流出抑制施設等の内水対策の実施、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるため、流域水害対策計画の策定を進めてまいります。
- また、指定日である令和8年3月31日から、流域内において一定規模以上の土地を、宅地にする行為等について、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 国土交通省では、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。

(添付資料)

別紙 (国土交通本省同時記者発表)

佐波川水系佐波川中上流域を「特定都市河川」に指定

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局

082-221-9231 (代表) (平日昼間)

河川部 河川計画課長 むかいだ 向田 きよたか 清峻 (内線3611)

課長補佐 やました 山下 あつし 篤志 (内線3617)

同時発表：中国地方整備局

令和 8 年 3 月 31 日
水管理・国土保全局治水課
大臣官房参事官（上下水道技術）いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

流域治水

さ ば が わ
佐波川水系佐波川中上流域を「特定都市河川」に指定

～「母なる川」佐波川をより安全に（山口県内初の取り組み）～

流域治水の本格的な実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法第 3 条第 1 項等に基づき、令和 8 年 3 月 31 日、佐波川水系佐波川等の計 22 河川（山口県）を、特定都市河川に指定します。

- 今後、佐波川水系佐波川等では、河川管理者・流域の自治体の長等で構成する流域水害対策協議会を組織し、河川整備等のハード対策の推進に加え、雨水貯留施設や雨水流出抑制施設等の内水対策の実施、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるため、流域水害対策計画の策定を進めてまいります。
- また、指定日である令和 8 年 3 月 31 日から、流域内において一定規模以上の土地を、宅地にする行為等について、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 国土交通省では、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。

（添付資料）

- 別紙 1 「流域治水」の本格的な実践に向けた佐波川水系佐波川等の特定都市河川への指定
- 別紙 2 佐波川水系佐波川等の特定都市河川と流域の概要
- 参 考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

【問合せ先】

○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課

課長補佐 武田 正太郎（内線 35-582）、係長 野中 航太（内線 35-684）

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8455

○下水道に関すること

水管理・国土保全局 大臣官房参事官（上下水道技術）

課長補佐 外園 明成（内線 34-324）、係長 長谷川 智明（内線 34-314）

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8432

佐波川水系佐波川等の特定都市河川と流域の概要(1/4)

河川区間: 佐波川水系佐波川等の計22河川
 流域面積: 約390km²
 (山口市、防府市、周南市)

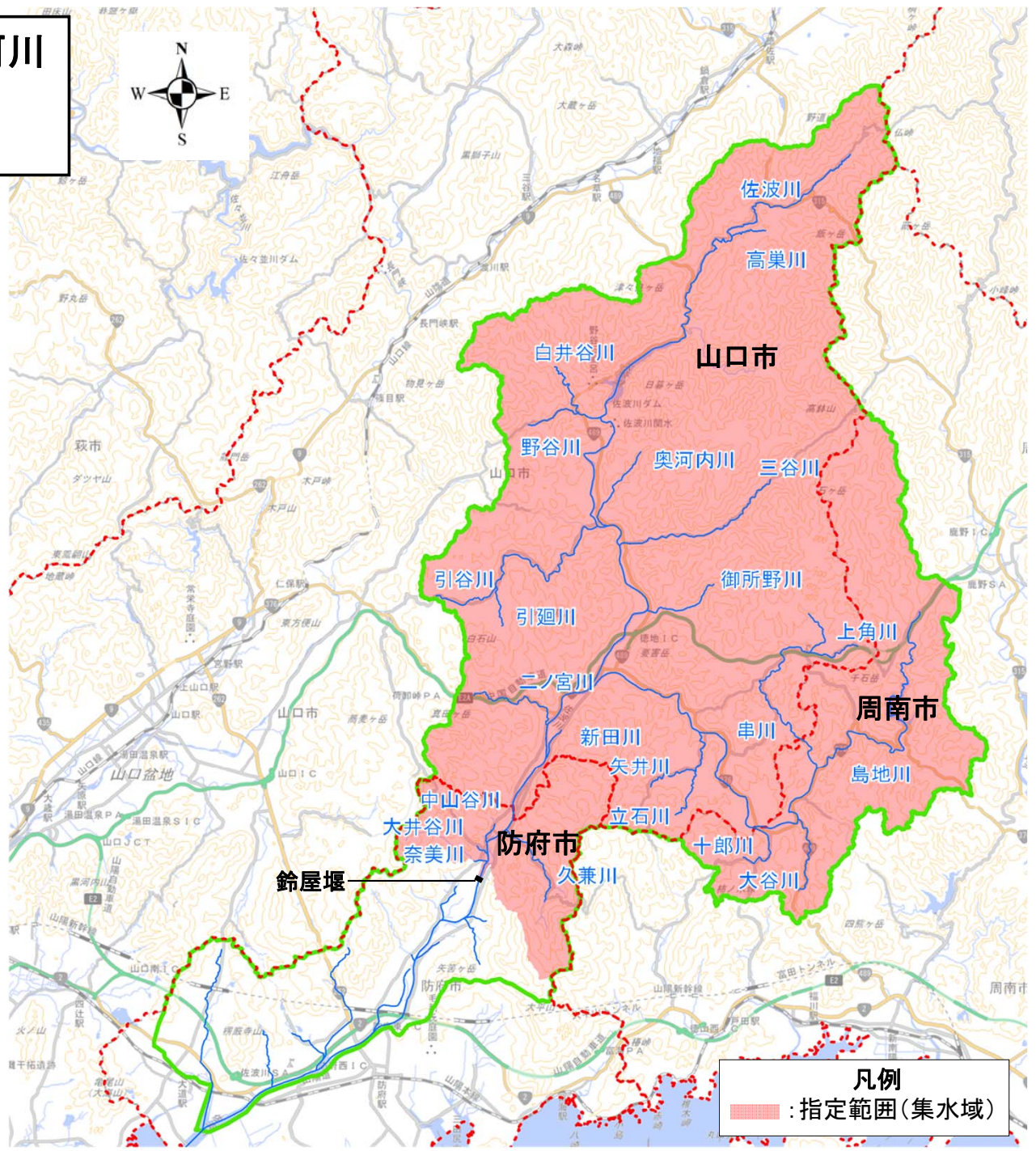


表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
佐波川	山口県山口市徳地柚木字山田三千三百二十二番地先の町道橋下流端	左岸：山口県防府市大字和字字善光一万四百九十二番二地先 右岸：山口県防府市大字奈美字提ノ口一万百六十五番二地先
奈美川	左岸：山口県防府市大字奈美字谷口百六十七番二地先 右岸：山口県防府市大字奈美字松ヶ谷七百二十五番一地先	佐波川への合流点
大井谷川	山口県防府市大字奈美字権現二十五番一地先の権現橋下流端	佐波川への合流点
中山谷川	左岸：山口県防府市大字中山字桑原一万百五十三番地先 右岸：山口県防府市大字中山字台ヶ原一万百十番一地先	佐波川への合流点
久兼川	左岸：山口県防府市大字久兼字甲子岩三百六十七番一地先 右岸：山口県防府市大字久兼字甲子岩三百六十九番地先	佐波川への合流点
新田川	山口県山口市徳地伊賀地字山崎千百二十一番一地先の農道橋下流端	佐波川への合流点
二ノ宮川	山口県山口市徳地堀字狼岩四千二百四十九番二地先の県道橋下流端	佐波川への合流点

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
島地川	左岸：山口県周南市大字巢山字そり千四百十二番二地先 右岸：山口県周南市大字巢山字橋詰千五百七十四番地先	佐波川への合流点
矢井川	藤木川の合流点	島地川への合流点
立石川	山口県山口市徳地藤木字迫千四百九十二番二地先の県道橋 下流端	矢井川への合流点
十郎川	山口県周南市大字馬神字井手ヶ迫下六百九十番地先の県道 橋下流端	島地川への合流点
大谷川	左岸：山口県周南市大字馬神字車木下千六百四十九番四地 先 右岸：山口県周南市大字馬神字車木下千六百五十番一地先	島地川への合流点
串川	山口県山口市徳地鯖河内字むくろさこ一万七百七十番地先 の砂防堰堤下流端	島地川への合流点
上角川	左岸：山口県山口市徳地鯖河内字鹿ノ地八十六番四地先 右岸：山口県山口市徳地鯖河内字鹿ノ地八十三番地先	串川への合流点

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
御所野川	山口県山口市徳地深谷字高巢ヶ垣一万三百三十六番一地先の砂防堰堤下流端	佐波川への合流点
三谷川	左岸：山口県山口市徳地三谷字河原千九百十番一地先 右岸：山口県山口市徳地三谷字羽高日平二千三十二番地先	佐波川への合流点
奥河内川	左岸：山口県山口市徳地船路字山ノ口一万三百十三番二地先 右岸：山口県山口市徳地船路字山ノ口千六百六十七番一地先	佐波川への合流点
引谷川	左岸：山口県山口市徳地引谷字下瀬戸千七百十八番二地先 右岸：山口県山口市徳地引谷字瀬戸中原千七百二十三番一地先	佐波川への合流点
引廻川	山口県山口市徳地引谷字下大浴一万千二十五番一地先の町道橋下流端	引谷川への合流点
野谷川	左岸：山口県山口市徳地野谷字下判ノ田二千五百十六番地先 右岸：山口県山口市徳地野谷字吉田二千六百七十三番地先	佐波川への合流点
白井谷川	左岸：山口県山口市徳地野谷字丸子一万四百九十四番一地先 右岸：山口県山口市徳地野谷字北谷一万四百九十六番三地先	野谷川への合流点
高巢川	左岸：山口県山口市徳地柚木字上小河内九百六十番地先 右岸：山口県山口市徳地柚木字小河内千九百八番二地先	佐波川への合流点

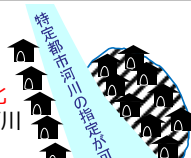
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している (例) 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

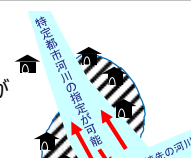
市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川




自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



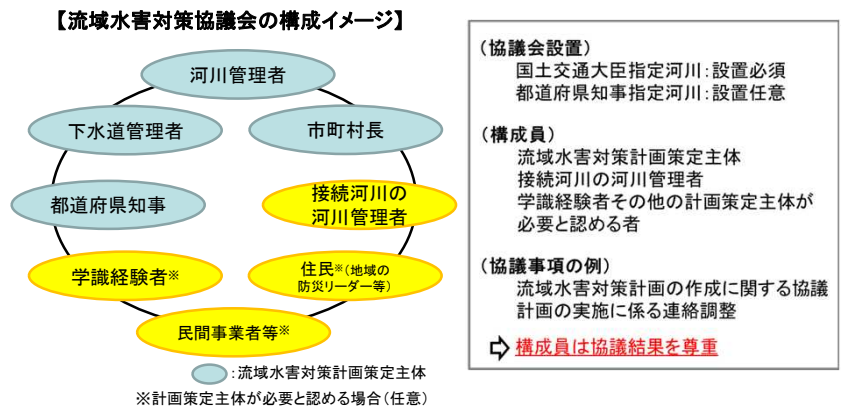
流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践



流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象: 民間事業者等
- 規模要件: $\geq 30\text{m}^3$ (条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象: 地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象: 公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者: 都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ